

70歳以上の
皆様へ(※)

平成30年8月から 高額療養費の上限額が 変わりました

※65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は個人や世帯の所得に応じて決まっています。
⇒平成30年8月から、上限額が下の表のように変わります。

あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

現役並み所得者の方はご注意ください！！

平成30年8月以降、ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は**必ず健康保険組合にて、「限度額適用認定証」の交付を申請**してください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります。

平成30年7月までの上限額(70歳以上)

平成30年8月からの上限額(70歳以上)

適用区分	平成30年7月までの上限額(70歳以上)		→	平成30年8月からの上限額(70歳以上)	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)		適用区分	外来 (個人ごと)
現役並み所得 標準報酬月額 28万円以上	57,600円	80,100円 +(医療費- 267,000円)×1% 【多数回44,400円※1】		Ⅲ 標準報酬月額 83万円以上	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% 【多数回140,100円※1】
				Ⅱ 標準報酬月額 53万円以上79万円	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% 【多数回93,000円※1】
				Ⅰ 標準報酬月額 28万円以上50万円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 【多数回44,400円※1】
一般所得	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数回44,400円※1】		一般所得	18,000円 (年間上限144,000円) 57,600円 【多数回44,400円※1】
Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円		Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円 24,600円
Ⅰ 住民税非課税世帯		15,000円		Ⅰ 住民税非課税世帯	8,000円 15,000円

新たに「限度額適用認定証」を申請

(※1)過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。